

5 資材代金の支払について

(1) 回収時期

建設工事に必要な資材をその建設工事の注文者自身から購入させる場合は、あらかじめ、その内容を明確にするとともに、その引渡し時期、引渡しの方法等を請負契約書に定め、正当な理由がないのに、その建設工事の請負代金の支払期日前に、資材の代金を支払わせることは下請負人の資金繰りないし経営を不当に圧迫する恐れがあり、支払期日以降でなければ支払わせてはいけません。

(2) 手形期間

手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間としなければなりません。

また、建設業法第24条の5第3項の規定に従い、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはなりません。

「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号）において、『下請代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とすること。手形払を行う場合には、手形期間は、120日以内とすること。』としてその遵守の徹底を図るよう通達しています。

参 考

- 「建設産業における生産システム合理化指針」（抜粋）（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号）

第4 適正な契約の締結

(2) 代金支払等の適正化

下請契約における注文者（以下「注文者」という。）からその契約における受注者（以下「受注者」という。）に対する請負代金の支払時期及び方法等については、建設業法に規定する下請契約に関する事項のほか、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

なお、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者等についてもこれに準じた配慮をするものとする。

- ア 請負代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。
- イ 請負代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とすること。
- ウ 手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間とすること。
- エ 前払金の支払を受けたときは、受注者に対して資材の購入、建設労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう、適切な配慮をすること。特に公共工事においては、発注者（下請契約における注文者を除く。以下同じ。）からの前金払は現金でなされるので、企業の規模にかかわらず前金払制度の趣旨を踏まえ、受注者に対して相応する額を、速やかに現金で前金払するよう十分配慮すること。
- オ 建設工事に必要な資材をその建設工事の注文者自身から購入させる場合は、正当な理由がないのに、その建設工事の請負代金の支払期日前に資材の代金を支払わせないこと。

•「建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準」（抜粋）（昭和47年4月1日公正取引委員会）

建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準

建設業の下請取引において、元請負人が行なう次に掲げる行為は不公正な取引方法に該当するものとして、取り扱うものとする。

1

）（省略）

8

9 注文した建設工事に必要な資材を自己から購入させた場合に、正当な理由がないのに、当該資材を用いる建設工事に対する下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該資材の対価の全部若しくは一部を控除し、又は当該資材の対価の全部若しくは一部を支払わせることによって、下請負人の利益を不当に害すること。

10 （省略）